

# 食品衛生関係行政処分等事務取扱要領

## 第1条 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「食衛法」という。）および食品表示法（平成25年法律第70号）。以下「食表法」という。）に基づく営業の禁止等の行政処分および告発を行う場合の取扱いを定めるものとする。

## 第2条 基本事項

### 1 対象となる違反の種類

本要領の対象となる違反の種類は、別表1のとおりとする。

### 2 行政処分の的確な実施

行政処分は、食品衛生上の危害の除去および危害の発生拡大の防止を図るため、時機を失することなく厳正かつ的確にこれを行うものとする。

## 第3条 行政処分取扱手順

### 1 違反事実の確認

食品衛生監視員は、食衛法および食表法（以下「法」という。）に違反する事実を発見したときは、営業者または関係者（以下「営業者等」という。）から事情を聴取するとともに、その違反事実を次の各号により確認するものとする。

なお、違反事実の確認を行った場合は、営業者等に「違反事実確認書」（様式第1号）を提出させるものとする。

(1) 試験検査を要するものは、その試験成績書

(2) 食中毒の場合は、その調査結果等の書類および試験検査結果等

(3) その他必要な証拠となる物件および関係書類等

### 2 違反事実の通報

法に違反する食品、添加物、器具、容器包装およびおもちゃ（以下「違反食品等」という。）を発見し、当該違反が市外の製造者等

に起因すると認めるときは、食衛法に係る違反にあつては、当該違反食品等の製造所等を所管する都道府県の知事（保健所を設置する市にあつては市長。以下「都道府県知事等」という。）にその旨を通報することとし、食表法に係る違反にあつては、当該違反食品等（食品（添加物を含む。）または酒類に限る。）について食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に違反している食品関連事業者等の主たる事務所を所管する都道府県知事等（都道府県または指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務に係るものにあつては都道府県知事または指定都市の長）に通報することとする。

なお、通報を受けた場合は、速やかに必要な措置を行うものとする。

### 3 行政処分の執行

食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、「違反事実調査報告書」（様式第2号）により保健所長に報告するものとし、次の各号により行政処分を行うものとする。

(1) 保健所長は、当該違反に対する措置について十分な検討を行い、必要があると認めるときは、行政処分を行うものとする。

(2) 行政処分を行う場合は、文書によることとし、やむを得ない場合を除き、営業者等に手交するものとする。

なお、急を要する場合は、口頭により行うことができるものとするが、この場合においても、事後、文書によって措置することとし、その日付は口頭により命令を行った日とする。

### 4 行政処分の履行状況の確認

食品衛生監視員は、処分の執行後の履行状況について厳正に確認を行うものとする。

### 5 行政処分の記録

食品衛生監視員は、処分を執行したときは、営業許可台帳システム等に違反の概要、命令書の交付年月日、その他必要な事項を記録する。

## 第4条 食衛法による違反食品等の措置命令

食衛法第59条の規定に基づく違反食品等に対する命令は、食品衛生上の危害の発生の除去に必要な措置を命令し、次いで違反食品の廃棄命令、その他の措置を行うものとする。

なお、製造所または販売者を所轄する保健所設置市または都道府県から、違反食品等に対する措置についての通知があった場合には、措置命令はその通知に基づいて行うものとする。

### 1 危害除去のための措置

危害除去のための措置は、次に掲げる命令によって行うものとする。

#### (1) 販売禁止命令

ア 販売禁止命令は、法に違反する違反食品等が販売の目的で、陳列、保管されている場合に行うものとする。

イ アの命令は、別紙（様式第3号）により行うものとする。

#### (2) 回収命令

ア 回収命令は、違反食品等が現に販売の過程にある場合に行うものとする。

イ アの命令は、別紙（様式第4号）により行うものとする。

#### (3) 使用禁止命令

ア 使用禁止命令は、違反食品等が製造、加工、調理の過程に使用されている場合に行うものとする。

イ アの命令は、別紙（様式第5号）により行うものとする。

#### (4) 移動禁止命令

ア 移動禁止命令は、違反食品等の現状保管を必要とする場合に行うものとする。

イ アの命令は、別紙（様式第6号）により行うものとする。

### 2 違反食品等の処分

危害除去のための措置を行った後の当該違反食品等の処分については、次に掲げる廃棄命令またはその他の措置を行うものとする。

#### (1) 廃棄命令

ア 廃棄命令は、違反食品等の返品、再製、転用等が不相当と判断した場合に行うものとする。

イ アの命令は、別紙（様式第7号）により行うものとする。

ウ 違反食品等を当該営業者に廃棄させることが不相当と判断したとき、または廃棄命令に当該営業者が従わないときは、保健所長は、食品衛生監視員に命じ廃棄させることができる。

エ ウの処分は、別紙（様式第8号）により行うものとする。

## (2) 廃棄命令以外の措置

違反食品等に対する廃棄命令以外の措置をとろうとする場合は、次の方法によるものとする。

### ア 返品

(ア) 命令（前項に掲げる危害除去のための措置をいう。以下この号のイ～エにおいて同じ。）を受けた者が命令に係る違反食品等の返品を希望する場合は、「返品願」（様式第9号）を提出させること。

(イ) 返品が相当と認める場合は、これを認めるものとする。

(ウ) 返品後には、返品したことを証する書類を提出させること。

### イ 再製

(ア) 命令を受けた者が命令に係る違反食品等の再製を希望する場合は、「再製願」（様式第10号）を提出させること。

(イ) 再製が相当と認める場合は、これを認めるものとする。

(ウ) 再製後の製品が法に適合する旨の公的機関による検査成績書の提出があった場合には、その販売を認めるものとする。

(エ) (ウ)の検査のための試料採取には、食品衛生監視員が立ち会うものとする。

### ウ 転用

(ア) 命令を受けた者が命令に係る違反食品等の転用を希望する場合は、「転用願」（様式第11号）を提出させること。

(イ) 転用が相当と認める場合は、これを認めるものとする。

(ウ) 転用後には、転用したことを証する書類を提出させること。

## エ 自主廃棄

- (ア) 命令を受けた者が命令に係る違反食品等の自主廃棄をする場合は、「自主廃棄願」（様式第12号）を提出させること。
- (イ) 自主廃棄が適当と認める場合は、これを認めるものとする。
- (ウ) 自主廃棄後には、自主廃棄したことを証する書類を提出させること。

## 第5条 食衛法に基づく営業の停止

食衛法第60条または第61条の規定に基づく営業の停止は、食品衛生上の危害を除去するための期間が必要な場合に行うものとする。

### 1 営業の停止処分

営業の停止処分は、営業者に対し、原因の除去、施設の改善、従業員に対する衛生教育、その他衛生上の必要な措置を行わせる必要がある場合に、その措置に要する期間を考慮して別紙（様式第13号）により行うものとする。

ただし、寄生虫を原因物質とする食中毒であって、施設の改善を必要とせず、原材料等を廃棄することによって原因を除去できる場合においては、2の営業停止日数の算出によらず、営業の停止処分を行わない、または従業員教育に必要な日数として1日間の停止処分とすることができる。

### 2 営業停止日数の算出

営業停止日数は、別表2に定める「営業停止日数」の範囲内で、次の基準により算定した合計日数をもって決定するが、具体的な営業停止日数の算出にあたっては、「食品衛生関係行政処分等事務取扱要領（昭和56年8月29日食品第859号北海道衛生部食品衛生課長通知）」により運用するものとする。

なお、別表2に定めのないものについては、原則、基準等に適合するまでの期間とする。

#### (1) 衛生措置に要する基本的日数

衛生措置として原因の除去、施設の改善、従業員の教育、衛生

措置基準の遵守等に要する最低限の日数

(2) 健康被害が発生した場合の付加日数

法に違反し、これにより健康被害が発生した場合は、その発生様態により付加する日数

(3) 特別衛生措置付加日数

保健所長が次に掲げる場合において、特に付加する日数

ア 著しく不衛生な食品を提供した場合

イ 食品添加物を指定食品以外に使用した場合

ウ 再三の指導、警告を受けていたにもかかわらず違反した場合

エ 違反が悪質である場合

オ その他保健所長が違反事由の解消のため、相当の措置を要すると判断した場合

(4) 営業自粛による軽減日数

食衛法に違反し、営業停止命令を受けるまでの間、「営業自粛届」（様式第14号）を提出して営業を自粛し、かつ違反事実の改善に努めた場合は、営業停止日数の決定にあたり、これを考慮し軽減することができる。

3 複数の条項に違反する場合の取扱い

違反行為が別表1に掲げる2以上の違反条項に該当する場合の営業停止日数は、前記2によって算出された最も長い営業停止日数を適用するものとする。

4 酌量すべき事項がある場合の取扱い

違反の原因が当該施設以外にもあるなど、当該施設において違反の生じた過程に酌量すべきものがある場合は、前記2によって算出された営業停止日数の2分の1の範囲内で軽減することができる。

5 繰り返し違反をした場合の取扱い

営業停止命令を受けた後、3年以内に再び同種の違反を繰り返した場合は、前記2によって算出された営業停止日数に、さらにその2分の1の範囲内で加算するものとする。

## 第6条 食衛法に基づく営業の禁止

食衛法第60条または第61条の規定に基づく営業の禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合または営業を取り消すまでに至らないが、違反した行為が重大な場合に行うものとする。

### 1 営業禁止命令

営業の禁止処分は、「営業禁止命令」（様式第15号）により行うものとする。

### 2 営業禁止命令の解除

営業禁止命令を発した後、当該処分の執行中にその禁止事由が解消したときは、「解除命令」（様式第16号）により同命令の解除を行うものとする。

## 第7条 食衛法に基づく営業許可の取消し

食衛法第60条または第61条の規定に基づく営業の許可の取消しは、営業を継続することが食品衛生上極めて危険であり、かつ社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

営業の許可の取消しは、「営業許可取消命令」（様式第17号）により行うものとする。

## 第8条 食衛法に基づく施設の改善命令

食衛法第61条の規定に基づく施設の改善命令は、食衛法第54条の規定に基づく施設基準に適合させるため、当該施設の整備または改善を要する場合に期間を定めて行うものとする。

### 1 施設の改善命令の取扱い手順

施設の改善命令を行う手順は次のとおりとする。

- (1) 施設の改善を要すると判断した場合は、「監視指導票」（様式第18号）により改善を指導すること。
- (2) (1)によっても改善がされない場合は、「改善勧告書」（様式第19号）により、再度、改善を指導すること。

(3) (2)によっても、なお改善されない場合は、改善命令を行うものとする。

(4) 施設の改善命令は、「施設改善命令書」（様式第20号）により行うものとする。

## 2 営業停止処分と施設の改善命令

営業停止の場合には、改善命令を合わせて行うことができるものとする。

# 第9条 軽微な食衛法違反に対する措置

## 1 書面等による行政指導

営業停止命令等の行政処分は、食衛法に違反した場合に行うが、次の各号に掲げる場合以外で、かつ、その違反が軽微であるなど行政処分までは至らないと判断される場合は、書面等による行政処分にとどめることができる。

(1) 健康被害が生じた場合またはその疑いがある場合

(2) 著しく不衛生な食品を提供した場合

(3) 再三の指導、警告にもかかわらず違反を生じさせた場合

(4) 違反の状態が悪質である場合

(5) 同一事項で苦情等が頻発している場合

(6) その他保健所長が違反事由に対して措置が必要と判断した場合

## 2 書面による行政指導の取扱い

書面による行政指導は、次の各号に掲げる文書を交付または徴収して行うものとする。

(1) 食衛法の違反について、文書による行政指導が必要と認められる場合は、営業者に対して「監視指導票」（様式第18号）により必要な事項について改善を指導するものとする。

(2) (1)によっても改善がされない場合は、「警告書」（様式第21号）により警告するものとする。

(3) 行政処分までに至らない違反事実について、嚴重な行政指導が必要と認められる場合は始末書を徴収するものとする。



### 3 繰り返し違反をした場合の取扱い

始末書を徴収した後，2年以内に同じ違反を起こした場合には警告書を，警告書を発した後，2年以内に再び同じ違反を起こした場合は，営業停止命令を行うものとする。

## 第10条 食表法違反に対する措置

### 1 事務の範囲

食表法に基づく事務の範囲について，対象となる表示事項は，食品表示基準で定められた表示事項の区分（品質事項，衛生事項，保健事項。各定義については，食品表示法執行マニュアル（平成27年4月1日消費者庁制定。以下「執行マニュアル」という。）の「2 定義」参照）のうち，衛生および保健事項（執行マニュアル別紙2）から保健事項（執行マニュアル別紙3）を除いた事項であること。

### 2 措置の方法

#### (1) 基本的な考え方

食品表示基準違反を発見した（またはその疑いがある）場合は，食品関連事業者等（食品の製造，加工（調整および選別を含む。）もしくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）または食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）のほか食品の販売をする者。以下同じ。）に対して表示の是正に必要な措置を講ずることを原則とするが，食品を摂取する際の安全性を確保する上で，緊急の必要性がある場合には，回収等の措置を講ずるものとする。

また，食表法に基づく措置を講ずる場合は，本要領で定めるもののほか，「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針（平成27年3月20日消費者庁・国税庁・農林水産省）」（以下「指示・公表の指針」という。）および「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針（平

成 27 年 3 月 20 日 消費者庁)」 (以下「回収等命令の指針」という。) に基づき対応するものとする。

## (2) 是正措置

食品表示基準に違反した食品関連事業者に対しては、原則として、次の手順により表示の是正をさせるものとする。

ア 立入調査等において認めた事実について、関係法令に照らし、違反事実の存否を確認する。

イ 違反事実が認められた場合は、指示・公表の指針に基づき指導に留めるものにあつては、適切な表示がなされるよう必要な指導を行う。指導に従わない場合および指示・公表の指針に基づき指示が必要と判断した場合には、表示を適正なものに改めさせ、また、同じ違反を繰り返さないような体制を構築するよう指示を行う。

ウ 食品関連事業者がイの指示に従わない場合には、食表法第 6 条第 5 項に基づき、罰則により担保された命令を発する (その指示に係る措置をとるべきことを命ずる)。

## (3) 安全性確保のために緊急の必要性がある場合の措置

食品表示基準で定められた表示事項の区分のうち、特定事項 (執行マニュアル別紙 4) の表示基準違反については、消費者の生命または身体に対する危害の発生につながる可能性があることから、食品等を摂取する際の安全性を確保する上で問題のある表示違反のある食品等が存在し、緊急にそれらの危害を除去する必要がある場合には、回収等命令の指針に基づき、食品関連事業者等にあつては食品の回収、廃棄等をさせることにより当該食品の摂取を阻止し、または食品関連事業者にあつては回収をさせた上で、表示を是正し改めて提供させるものとする。

また、回収等命令の指針に基づき、必要と判断した場合は、業務の停止を命ずるものとする。

## 3 措置の趣旨等

### (1) 回収等命令

回収等命令は、回収等命令の指針を参考に行うものとするが、対象事例は特定事項に係る食品表示基準違反に限られることに留意すること。また、命令を行うよりも指導を行うことが有効であると認めるときは、自主回収を促すなどの指導を行うこと。

なお、当該食品関連事業者等の主たる事務所が市外に所在する場合、本市は回収等命令の権限を有していないが、消費者の生命または身体に対する危害の発生または拡大の防止を図るために緊急に必要な場合には指導を行うとともに、指導に従わなかった場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所を所管する都道府県等に回付すること。

また、回収等命令の措置により、当面、表示義務違反が解消された場合であっても、次に述べる指示を行う必要がなくなるものではないことに留意すること。

## (2) 指示・命令

食品表示基準に違反した食品関連事業者に対しては、指示・公表の指針に基づいて指示を行うとともに、正当な理由がなく指示に従わない場合は、食表法第6条第5項の規定に基づき、命令を発する（その指示に係る措置をとるべきことを命ずる）ものとする。この際、指示の内容が他の表示事項（品質事項および保健事項）と重複する場合は、食品関連事業者に対し1つの事案で複数回の指示がなされないよう、他の表示事項を担当する部局と調整のうえ対応すること。

なお、次に掲げる全てを満たしている場合は、指示ではなく指導に留めるものとする。

ア 食品表示基準違反に常習性がなく過失による一時的なものであること。

イ 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。

ウ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供し

ているなどの改善方策を講じていること。

(3) 指導

原則，文書による指導（「監視指導票」（様式第18号）を含む）を行うものとする。ただし，内容に誤認のない文字の誤りなど，違反内容が軽微であると認める場合は，口頭による指導を妨げない。

(4) 指導，指示・命令，回収等命令の様式

食品関連事業者等に対する指導，指示・命令，回収等命令は，様式第22号から第25号までにより行うものとする。

4 その他

(1) 食表法第6条第1項および第3項に基づく指示の対象者は，食表法第2条第3項に規定されている食品関連事業者に限られ，バザー，文化祭およびボランティア等で食品の販売または無償配布をする者などは含まれないこと。

(2) 食表法第6条第8項に基づく回収等命令については，バザー，文化祭およびボランティア等で食品の販売または無償配布をする者なども，対象者に含まれること。

(3) 食表法には，自治体職員による措置に係る規定がないこと。

(4) 食表法には，業務の禁止命令の規定がないこと。

(5) 指示および指導以外の措置は本要領で定める行政処分とし，「第3 行政処分取扱手順」に準じて実施すること。

第11条 告発

違反事実が故意もしくは重大な過失により発生し，社会に与える影響が大きい場合，かつ違反内容が悪質で罰則を適用する必要があると認めるときは，営業者等を告発するものとする。

告発を行う場合は，「告発状」（様式第26号）に違反事実調査報告書，違反事実確認書，始末書，その他証拠として必要な書類および物品を添えて，営業施設を所管する警察署長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表1  
違反条項に対する処分の適用条項  
1 食品衛生法

違反条項	違反内容	適用条項		
		第59条(食品の措置)	第60条(許可の取消)	第61条(改善命令等)
第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	●	●	
第7条第1項～3項	新開発食品等の販売禁止		●	
第8条第1項	指定成分を含む食品による健康被害情報の届出義務		●	
第9条第1項	特定の食品・添加物の販売, 製造, 輸入等の禁止	●	●	
第10条	病肉等の販売等の禁止	●	●	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品・添加物以外の輸入禁止	●	●	
第12条	添加物等の販売等の制限	●	●	
第13条第2項～3項	基準・規格に合わない食品・添加物の製造等の禁止	●	●	
第16条	有毒器具等の販売等の禁止	●	●	
第17条第1項	特定の器具等の販売等の禁止	●	●	
第18条第2項～3項	基準・規格に合わない器具等の製造等の禁止	●	●	
第19条第2項	器具等の表示基準の遵守義務		●	
第20条	虚偽誇大広告等の禁止	●	●	
第25条第1項	検査合格表示のない食品等の販売等の禁止		●	
第26条第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止		●	
第48条第1項	食品衛生管理者の設置		●	
第50条第2項	有毒・有害物質の混入防止措置等に関する基準の遵守義務		●	
第51条第2項	一般的衛生管理・重要工程管理のための取り組みの基準		●	
第52条第2項	器具等製造の衛生管理の基準		●	
第53条第1項	規格に適合した器具等である旨の説明義務		●	
第54条	営業施設の基準			●
第55条第2項第1号もしくは第3号	営業許可の欠格条項		●	
第55条第3項	営業許可条件		●	

2 食品表示法

違反条項	違反内容	適用条項
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売禁止	第6条(指示、命令等) 食品表示法第15条の規定による権限委任等に関する政令第7条に定められるものに限る (栄養表示に関する事項を除く)

別表2  
営業停止日数基準表

1 食品衛生法

適用条項	違反条項	違反条項の規定内容	営業停止日数
第60条	第6条	不衛生食品等の販売等の禁止	3日～8日
	第10条	病肉等の販売等の禁止	5日～10日
	第12条	添加物等の販売等の制限	5日～10日
	第13条第2項, 第3項	基準・規格に合わない食品・添加物の製造等の禁止	3日～8日
	第16条	有毒器具等の販売等の禁止	3日～8日
	第18条第2項, 第3項	基準・規格に合わない器具等の製造等の禁止	3日～8日
	第20条	虚偽誇大広告等の禁止	1日～5日
	第25条第1項	検査合格表示のない食品等の販売等の禁止	3日～8日
	第26条第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止	3日～8日

## 別表 3

## 食品表示基準で定められた表示事項の区分

区 分	定 義
品質事項	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）で定められた表示の事項のうち、衛生および保健事項以外の事項をいう。
衛生および保健事項	食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量および熱量その他の国民の健康の保護および増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものをいう（別表 4）。
衛生事項	別表 4 の衛生および保健事項のうち、5，9，10，19 のこれらの事項を除く事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項をいう。
保健事項	令第 7 条第 1 項ただし書に規定する栄養成分の量および熱量その他の国民の健康の増進を図るための必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものをいう（別表 5）。
特定事項	法第 6 条第 8 項に規定する消費期限、食品を摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものをいう（別表 6）。

## 別表 4

## 衛生および保健事項

1	名称
2	保存の方法
3	消費期限または賞味期限
4	添加物
5	栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物およびナトリウムに限る。）の量および熱量
6	製造所または加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）および製造者または加工者の氏名または名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名または名称）
7	アレルゲン
8	L - フェニルアラニン化合物を含む旨
9	特定保健用食品に関する事項（食品を製造し、もしくは加工した場所で販売する場合または不特定もしくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合における原材料、内容量または固形量および内容総量ならびに食品関連事業者の氏名または名称および住所を含む。）
10	機能性表示食品に関する事項（食品を製造し、もしくは加工した場所で販売する場合または不特定もしくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合における原材料名、内容量または固形量および内容総量ならびに食品関連事業者の氏名または名称および住所を含む。）
11	遺伝子組換え食品に関する事項

- 12 乳児用規格適用食品である旨
- 13 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第 19 および別表第 24 の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
  - ア 食肉（鳥獣の生肉（骨および臓器を含む。）に限る。）
  - イ 生かき
- 14 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第 19 の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
  - ア 即席めん類
  - イ 食肉製品（食品衛生法施行令第 1 条第 1 項第 4 号に掲げるものに限る。）
  - ウ 乳
  - エ 乳製品
  - オ 乳または乳製品を主要原料とする食品
  - カ 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）
  - キ 切り身またはむき身にした魚介類（生かきおよびふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）
  - ク ゆでがに
  - ケ 魚肉ハム、魚肉ソーセージおよび特殊包装かまぼこ
  - コ ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）
  - サ 鯨肉製品
  - シ 冷凍食品
  - ス 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
  - セ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品および魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が 4.6 を超え、かつ、水分活性が 0.94 を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏 120 度で 4 分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏 10 度以下での保存を要するもの
  - ソ 缶詰の食品
  - タ 水のみを原料とする清涼飲料水
  - チ 果実の搾汁または果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの
- 15 放射線照射に関する事項
- 16 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第 24 の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
  - ア シアン化合物を含有する豆類
  - イ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、ももおよびりんご
  - ウ 生乳、生山羊乳および生めん羊乳
  - エ 鶏の殻付き卵
  - オ ふぐの内臓を除去し、皮をはいだものならびに切り身にしたふぐならびにふぐの精巢および皮であつて、生食用でないもの
  - カ 切り身にしたふぐならびにふぐの精巢および皮であつて、生食用のもの
  - キ 切り身またはむき身にした魚介類（生かきおよびふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）
  - ク 冷凍食品のうち、切り身またはむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの
- 17 食品表示基準第 4 章に規定する添加物に関する事項
- 18 食品表示基準第 40 条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項
- 19 栄養成分の量および熱量（一般用加工食品および容器包装に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物およびナトリウムの量ならびに熱量を除く。）
- 20 1～19 を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項



別表 5

## 保健事項

1	栄養成分（たんぱく質，脂質，炭水化物およびナトリウムに限る。）の量および熱量
2	特定保健用食品に関する事項
3	機能性表示食品に関する事項
4	栄養成分の量および熱量（一般用加工食品および容器包装）に入れられた添加物（業務用添加物を除く。）にあつては，たんぱく質，脂質，炭水化物およびナトリウムの量ならびに熱量を除く。）
5	1～4を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

別表 6

## 特定事項

共通事項		名称
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
		アレルゲン
		L-フェニルアラニン化合物を含む旨
特定保健用食品		摂取をするうえでの注意事項
機能性表示食品		摂取をするうえでの注意事項
食品表示基準別表第 19 の食品の中欄の表示事項	食肉（鳥獣の生肉（骨および臓器を含む。）に限る。）	処理を行った旨（調味料に浸潤させる処理，他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものに限る。）
		飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（調味料に浸潤させる処理，他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものに限る。）
		一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）
		子供，高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）
	食肉製品（食品衛生法施行令第 1 条第 1 項第 4 号に掲げるものに限る。）	非加熱食肉製品である旨（非加熱食肉製品（食肉を塩漬けた後，くん煙し，または乾燥させ，かつ，その中心部の温度を摂氏 63 度で 30 分間加熱する方法またはこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行っていない食肉製品であつて，非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし，乾燥食肉製品を除く。）に限る。）
	乳製品	飲食に供する際に加熱する旨（ナチュラルチーズ（ソフトおよびセミハードのものに限る。）であつて，飲食に供する際に加熱するものに限る。）
	乳または乳製品を主要原料とする食品	名称または商品名（乳酸菌飲料にあつては，その旨）
		乳もしくは乳製品を含む旨または主要原料である乳もしくは乳製品の種別のうち少なくとも一つを含む旨
鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	未殺菌である旨（殺菌したものを除く。）	
	飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（殺菌したものを除く。）	

		る。)
	生かき	生食用であるかないかの別
	ふぐを原材料とするふぐ加工品(軽度の撒(さん)塩を行ったものを除く。)	生食用であるかないかの別(冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。)
	冷凍食品	<p>飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別(製造し、または加工した食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、食肉(鳥獣の生肉(骨および臓器を含む。))を加工したものに限る。))およびアイスクリーム類を除く。)を凍結させたものに限る。)</p> <p>生食用であるかないかの別(切り身またはむき身にした魚介類(生かきおよびふぐを除き、調味したものに限る。))を凍結させたものに限る。)</p>
	ゆでがに	飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別
	容器包装に密封された常温で流通する食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品および魚肉練り製品を除く。)のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要するもの	要冷蔵である旨
任意表示	栄養機能食品	摂取をするうえでの注意事項
食品表示基準別表第24の食品の中欄の表示事項	シアン化合物を含有する豆類	アレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)
		使用の方法
	あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、ももおよびりんご	アレルゲン(特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの)および香料を除く。)を含むものに限る。)
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
	食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。))に限る。)	アレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
		処理を行った旨(刃を用いてその原形を保ったまま筋および繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。))を行ったものに限る。)
		飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨(刃を用いてその原形を保ったまま筋および繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。))を行ったものに限る。)

		物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限る。）
		一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）
		子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）
	鶏の殻付き卵	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
		保存の方法
		賞味期限
		使用の方法
		摂氏 10 度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）
		賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）
		加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）
		飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）
	切り身またはむき身にした魚介類（生かきおよびふぐを除く。）であって生食用のもの（凍結させたものを除く。）	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
	切り身にしたふぐ、ふぐの精巢およびふぐの皮であって、生食用のもの	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
		生食用であるかないかの別（凍結させたものに限る。）
	冷凍食品のうち、切り身またはむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
		生食用であるかないかの別
	生かき	アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）
		保存の方法
		消費期限または賞味期限
		生食用であるかないかの別
	生乳、生山羊乳および生めん羊乳	生乳、生山羊乳および生めん羊乳である旨
添加物	容器包装に入れられた添加物	使用の方法
		L - フェニルアラニン化合物である旨またはこれを含む旨
生食用牛肉	生食用牛肉の注意喚起表示	一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
		子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

様式第1号

年 月 日

(宛先)

市立函館保健所長

住所

氏名

印

(法人にあっては、その所在地、名称および代表者の氏名)

### 違反事実確認書

年 月 日 法第 条第 項第 号違反として指摘を受けました  
について、次のとおりその事実を確認いたします。

- 1 違反の概要（年月日，場所，検出物質等，違反が発見されたときの状況）
- 2 製造者に起因する場合
  - (1) 違反品の製造方法（配合割合，製造工程の概要等）
  - (2) 違反品の製造期間および延べ製造量
  - (3) 違反品の主たる販売先
- 3 販売者に起因する場合
  - (1) 違反品の仕入先，製造元，輸入月日および数量
  - (2) 違反品の主たる販売先，販売月日および数量
- 4 違反が発見されてからの処置（回収，保管状況，今後の対策等）
- 5 その他（違反事由，その他特記事項）

様式第2号

函 保 生  
年 月 日

食品衛生監視員氏名

印

### 違反事実調査報告書

次のとおり 法違反の事実があったので報告します。

- 1 調査年月日
- 2 違反者住所および氏名（生年月日）
- 3 営業所所在地，屋号，業種，許可年月日および指令番号
- 4 違反条項
- 5 違反状況
- 6 違反に対する措置
- 7 証拠書類
- 8 従前の行政処分の有無とその概要
- 9 情状および意見

様式第3号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり販売の禁止を命ずる。

- 1 違反品名（形態および内容量）、消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 数 量
- 3 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定により、次のとおり回収を命ずる。

- 1 違反品名（形態および内容量）、消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 回収年月日 年 月 日まで
- 3 違反理由

### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第5号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり使用の禁止を命ずる。

- 1 違反品名（形態および内容量）、消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 数 量
- 3 違反理由

### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第 6 号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 59 条の規定により，次のとおり移動の禁止を命ずる。

- 1 違反品名（形態および内容量），消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 数 量
- 3 保管場所
- 4 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても，処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第7号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり廃棄を命ずる。

- 1 違反品名（形態および内容量）、消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 廃棄数量
- 3 廃棄年月日時 年 月 日 時
- 4 廃棄方法
- 5 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第8号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり廃棄します。

- 1 違反品名（形態および内容量）、消費期限または賞味期限および製造番号
- 2 廃棄数量
- 3 廃棄年月日時 年 月 日 時
- 4 違反内容

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第9号

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称および代表者の氏名)

返 品 願

年 月 日付け函保生で命令を受けた次の物品を返品したいので申請します。

記

- 1 違反内容 (発生経緯, 原因等)
- 2 違反品名 (形態および内容量), 消費期限または賞味期限および製造番号
- 3 返品数量
- 4 返品年月日
- 5 返品先住所および氏名
- 6 返品方法

様式第10号

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称および代表者の氏名)

再 製 願

年 月 日付け函保生で命令を受けた次の物品を再製したいので申請します。

記

- 1 違反内容 (発生経緯, 原因等)
- 2 違反品名 (形態および内容量), 消費期限または賞味期限および製造番号
- 3 再製数量
- 4 再製年月日
- 5 再製先住所および氏名
- 6 再製方法

様式第11号

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称および代表者の氏名)

転 用 願

年 月 日付け函保生で命令を受けた次の物品を転用したいので申請します。

記

- 1 違反内容 (発生経緯, 原因等)
- 2 違反品名 (形態および内容量), 消費期限または賞味期限および製造番号
- 3 転用数量
- 4 転用年月日
- 5 転用先住所および氏名
- 6 転用方法

様式第12号

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称および代表者の氏名)

自主廃棄願

年 月 日付け函保生で命令を受けた次の物品を自主廃棄したいので申請します。

記

- 1 違反内容 (発生経緯, 原因等)
- 2 違反品名 (形態および内容量), 消費期限または賞味期限および製造番号
- 3 廃棄数量
- 4 廃棄年月日時 年 月 日 時
- 5 廃棄場所
- 6 廃棄方法

様式第13号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

- 1 営業所所在地および屋号
- 2 業 種
- 3 許可指令年月日および指令番号
- 4 営業の停止期間 年 月 日から  
年 月 日まで 日間
- 5 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第14号

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所

氏 名

(法人にあっては、その所在地、名称および代表者の氏名)

営 業 自 粛 届

年 月 日の違反事由について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）  
第 条第 項違反の疑いがあるとの指摘を受けましたので、結果が判明するまで営業  
を自粛いたします。

記

1 営業所所在地および屋号

2 業 種

3 営業自粛期間

年 月 日から

年 月 日まで

日間

様式第15号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり営業の禁止を命ずる。

- 1 営業所所在地および屋号
- 2 業 種
- 3 許可指令年月日および指令番号
- 4 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第16号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

年 月 日付け函保生により命令した次の行政処分は、解除する。

処分内容

### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第17号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり営業の許可を取り消す。

- 1 営業所所在地および屋号
- 2 業 種
- 3 許可指令年月日および指令番号
- 4 違反理由

#### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。



様式第19号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

改 善 勸 告 書

あなたの における 営業施設について、  
年 月 日監視したところ、次のとおり不備がありますので、年 月  
日までに改善するよう勧告します。

記

改善事項

なお、上記事項が期限内に改善されない場合は、食品衛生法第 条の規定に基づき、  
処分されることがありますので申し添えます。

様式第20号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、次のとおり施設の改善を命ずる。

- 1 営業所所在地および屋号
- 2 業 種
- 3 改善事項
- 4 改善期間 年 月 日
- 5 違反理由

### 教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第21号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長 印

警 告 書

あなたは、食品衛生法第 条第 項 号の規定に違反しました。今後、同じ違反を繰り返した場合は、営業停止を命じますので、十分注意するよう警告します。

記

- 1 違反内容（発生経緯，原因等）
- 2 営業所所在地および屋号
- 3 業種



様式第 2 2 号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

市立函館保健所長

印

指 導 書

- 1 函館市は、貴社（貴方）を表示責任者とする〇〇と称する加工食品（以下「本件商品」という。）の表示について調査したところ、次の事実が認められた。
- 2 前記 1 の行為は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第〇〇条第〇〇項第〇〇号に違反するものであったが、本市は、貴社（貴方）が速やかに改善方策を講じていることを確認した。
- 3 よって、本市は、貴社（貴方）に対し、今後、貴社（貴方）が販売する商品について、食品表示基準に違反する表示を行わないよう指導する。  
また、貴社（貴方）は、今後、食品表示基準に違反する表示が行われることを防止するために必要な措置を講じられたい。

備考 上記 1 には、認められた事実について「貴社（貴方）は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、本件商品の原材料に〇〇を使用していたが、原材料として〇〇を表示せず、少なくとも〇〇個を一般消費者に販売していた。」等と記載すること。

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

函館市長 印

食品表示法第6条第1項（または第3項）の規定に基づく指示

貴社（貴方）は、貴社（貴方）を表示責任者とする〇〇と称する加工食品について、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）に違反する表示を行っていたので、法第6条第1項（または第3項）の規定に基づき、次のとおり指示する。

1 指示の内容

- (1) 貴社（貴方）が製造・販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正したうえで販売すること。
- (2) 貴社（貴方）が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴社（貴方）において、消費者に対し正しい表示を行うという意識および食品表示に関する認識の著しい欠如ならびに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、貴社（貴方）における食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内（施設内）における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、貴社（貴方）が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 貴社（貴施設）の全役員および従業員（関係者）に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について、〇〇年〇〇月〇〇日までに函館市長宛て提出すること。

2 事実関係

### 3 法令の適用

前記事実によれば、〇〇（食品関連事業者名）が行った行為は、法第4条第1項の規定により定められた基準第〇〇条第〇〇項第〇〇号の規定に違反するものである。

備考 指示書作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 上記1の 部分について、必要な内容に置き換えることは差し支えないこと。
- 2 上記2には、販売責任の所在、販売期間および販売数量、表示内容等および確認された事実関係を記入すること。
- 3 法第6条第1項または第3項の規定に基づく指示（以下「指示」という。）は、表示の是正を図ることを目的に行うものであることから、食品の回収および業務停止を行う必要がある場合は、指示ではなく、法第6条第8項の規定に基づく命令を行うこと。
- 4 基準に規定がない表示事項（義務表示以外の表示）について、当該表示事項により誤認を与えるということのみをもって指示を行うことは適当ではないこと（例えば加工食品の場合、食品表示基準第3条、第4条、第6条および第7条の規定に違反している事実が認められない場合、第9条第1項第1号および同項第13号のみを適用して指示を行うことは適当ではない。）。
- 5 上記1の(1)～(5)以外の内容の指示を行う場合は、事前に消費者庁食品表示対策室に照会すること。

様式第24号

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

函館市長 印

食品表示法第6条第5項の規定に基づく命令

貴社（貴方）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け函保生（以下「指示書」という。）により、函館市長から食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第6条第1項（または第3項）の規定に基づく指示を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく当該指示に係る措置をとらなかったものと認められるため、法第6条第5項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 指示書に基づく措置をとり、今後、貴社（貴方）が販売する全ての食品について、不適正な表示で販売しないこと。
- (2) 命令に基づき講じた措置等について、〇〇年〇〇月〇〇日までに函館市長宛て提出すること。

2 事実関係

3 法令の適用

前記事実によれば、〇〇（食品関連事業者名）が行った行為は、法第6条第1項（または第3項）に規定する指示に対し、正当な理由なく当該指示に係る措置をとらなかったものと認められるものである。

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、函館市（市長が被告の代表となります）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 上記2には、販売責任の所在、販売期間および販売数量、表示内容等および確認された事実関係並びに正当な理由なく指示に係る措置をとらなかったと認めた理由を記入すること。

函 保 生  
年 月 日

住 所  
氏 名

函館市長

印

食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令

貴社（貴方）は、貴社（貴方）が販売する（販売しようとする）〇〇と称する食品について、「食品表示法（平成25年法律第70号）。以下「法」という。」第4条第1項に規定する食品表示基準に定める事項のうち「食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）」において定める事項の表示に関して、食品表示基準第〇〇条第〇〇項第〇〇号に違反する行為を行っていたので、法第6条第8項の規定に基づき次のとおり命令する。

- 1 命令の内容
- 2 事実関係
- 3 法令の適用

前記事実によれば、〇〇（食品関連事業者名）が行った行為は、法第4条第1項の規定により定められた食品品質表示基準第〇〇条第〇〇項第〇〇号の規定に違反するものであり、法第6条第8項に規定する消費者の生命または身体に対する危害の発生または拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときに該当するものである。

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたと

きは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6月以内に、函館市(市長が被告の代表となります)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 命令書作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 上記1には、次の事項を記入すること。
  - (1) 回収命令または廃棄命令にあつては、命令の対象となる食品について、製造者名、製造者所在地、製造年月日(ロット番号)等を特定した内容とすること。
  - (2) 業務停止命令にあつては、停止する業務内容を特定すること。
  - (3) 改善(表示の是正、原因究明、再発防止措置、役職員への周知徹底等の実施を含む。)報告書の提出を併せて命じること(改善が図られたと認められた場合に命令が解除されるものとする。期限を示すものではないことに留意すること。)
  - (4) 購入者等への周知徹底を併せて命じること。
- 2 上記2には、販売責任の所在、販売期間および販売数量、表示内容等および確認された事実関係を記入すること。

# 告 発 状

告 発 人 函館市五稜郭町二十三番一号

市立函館保健所長（所長氏名）

被 告 発 人 営業者住所

営業者氏名

営業者生年月日

営業所所在地

被告発人は次により食品衛生法第 条第 項第 号違反として告発する。

## 記

- 一 告発事実（違反内容を簡単に記載すること。）
- 二 経過（違反の事実経過を詳細に記載すること。）

## 証拠書類

- 一 違反事実調査報告書 通
- 二 始末書 通
- 三 通

年 月 日

函館市五稜郭町二十三番一号

市立函館保健所長（所長氏名）

公印

警 察 署 長 殿

備考 必要に応じ、 の部分を「食品表示法」の関係条項と置き換える。